

新型コロナウイルス感染症の本市の対応状況について

(交通局関連)

1 乗客への案内 (令和2年1月27日～)

- (1) 乗合・貸切バス車内における咳エチケットの協力依頼
※ 交通局HP、バス車内で案内放送、バス車内ポスター掲示
- (2) 貸切バス等に乗客用マスクを設置

2 毎日車内消毒の実施 (令和2年2月3日～)

- (1) 全車両(乗合バス、貸切バス、特別支援学校バス、その他バス)について、毎日車内消毒を実施
- (2) バス車内の換気の実施
※ 運行中は換気扇により排気、待機中はドアの開閉による空気の換気を行う

3 局主催バスツアーの中止

- 令和2年2月下旬～6月まで(17件)
※ 7月以降は状況を見て判断

4 職員への指示事項 (令和2年1月27日～随時)

- (1) 運転者に出勤直後と乗務終了後の体温測定の実施、運転中のマスク及び手袋着用の義務付け
※ 37.5度以上は乗務不可として帰宅させるとともに、接触者リストの作成
- (2) 全職員に対してマスク着用を義務付け、うがい、手洗いの励行と消毒液設置(営業所、休憩施設のある転回場所等)
- (3) 若松営業所・向田営業所乗務員の分離
 - ① 食事、喫煙場所及びトイレの利用が営業所単位になるよう施設の分離を図り、両営業所の乗務員の接触を避ける(二島郵便局前転回場所はプレハブ増設)
 - ② 両営業所乗務員間の会話の自粛
- (4) 新型コロナウイルス感染症が疑われる職員(運転者)が発生したときの対応について、シミュレーションを作成し、周知徹底